解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年七月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月三十日

東京都渋谷区代々木神園町三番一号

社団法人青少年育成国民会議

清算人　西原　春夫

連絡先　東京都千代田区内神田一―一八―一イワカタビル四階　本島信法律事務所

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十一年九月二十九日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月三十日

愛知県尾張旭市渋川町三丁目五番地七

尾張旭印場特定土地区画整理組合

代表清算人　寺尾　吉治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年八月二十二日に目的である事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月三十日

兵庫県宝塚市南口二丁目五〇〇番の三サンビオラ3番館内

サンビオラ3番館店舗管理組合法人

清算人　林　久子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年四月五日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年九月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月三十日

佐賀県唐津市浜玉町浜崎一四九六番地一

財団法人浜崎東区会館

代表清算人　常吉　弘康

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年七月二十六日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年九月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月三十日

北海道帯広市大通南二一丁目三番地

特定非営利活動法人おびひろ共生自立の会21

清算人　木藤裕一郎

解散公告（第三回）

当法人は平成二十一年八月三十一日付けで総務大臣及び国土交通大臣の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出ないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月三十日

群馬県前橋市紅雲町一丁目七番十二号

群馬県土地開発公社

清算人　川瀧　弘之

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年八月二十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月三十日

千葉県船橋市本町六丁目六番四号

医療法人社団小宮皮膚科医院

清算人　小宮　勉

解散公告（第三回）

当財団法人は、寄付行為第二十九条第一項の規定による存続期間の満了により、平成二十一年六月一日をもって解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年九月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月三十日

岐阜市薮田南二丁目一番一号岐阜県庁内

財団法人武藤嘉門翁銅像建設記念育英会

代表清算人　日比　治男

配当公告

札幌市白石区流通センター五丁目三番八〇号

破産者　三和産業株式会社

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十年（フ）第三三〇五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金三五六、八二七、四五〇円

一、配当をすることができる金額

金四三、六八一、〇三六円

平成二十一年九月三十日

札幌市中央区北大通西九丁目ジブラルタ生命札幌ビル二階　破産管財人　坂口　唯彦

配当公告

東京都新宿区本塩町二三番地

破産者　株式会社レイアングル

右の者に対する東京地方裁判所平成十七年（フ）第一九七四三号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三、二六七、二四二、三一九円

一、配当することのできる金額

金四〇、〇〇六、五四五円

平成二十一年九月三十日

東京都中央区八重洲二丁目八番七号福岡ビル七階　破産管財人　加茂　善仁

配当公告

福井県福井市米松一丁目一五番四一号

破産者　株式会社マエダエンジニアリング

右の者に対する福井地方裁判所平成十六年（フ）第一一八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

（一般債権）金一、〇三一、〇一二、八二八円

一、配当することのできる金額

（一般債権）金一〇、〇九〇、六七七円

平成二十一年九月三十日

福井市春山一丁目一番一四号福井新聞さくら通りビル二階　破産管財人　玄津　辰弥

配当公告

島根県飯石郡飯南町小田六九五番地

破産者　安部　庸正

右の者に対する松江地方裁判所平成二十年（フ）第一二二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二三、七三六、九七二円

一、配当することのできる金額

金一〇、二二四、六〇九円

平成二十一年九月三十日

島根県松江市母衣町一八〇番地一六

破産管財人　野島　幹郎